

さいたま市立浦和博物館館報

VOL. 45-1

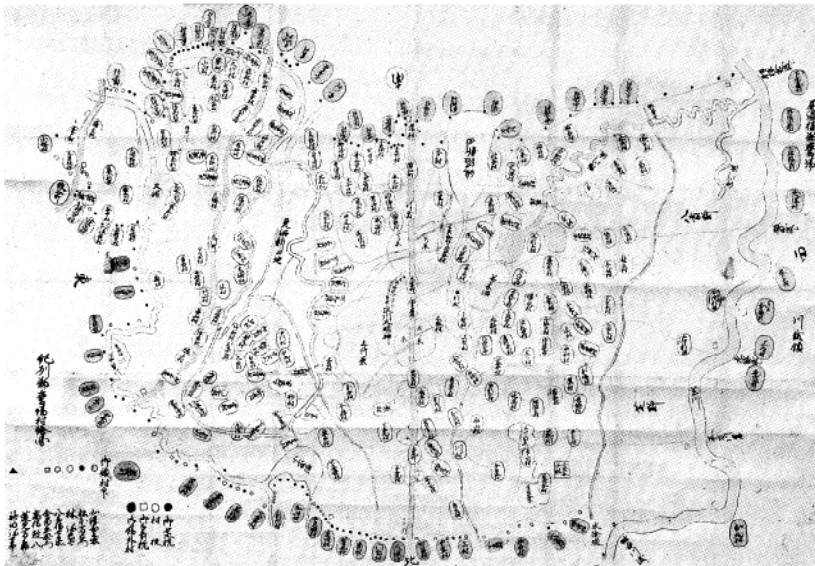
## あかんさす

通号 第 112 号

ACANTHUS : BULLETIN OF SAITAMA MUNICIPAL URAWA MUSEUM

たびうなぎ

## 旅鰻献上～史料に見る鷹場御用と地域の村々～(1)



▲紀州御鷹場村絵図

(会田家文書1924 会田家蔵 埼玉県立文書館寄託 市指定有形文化財、以下同じ)

さいたま市立浦和博物館では、平成28年10月22日(土)から12月4日(日)まで、「旅鰻献上～史料に見る鷹場御用と地域の村々～」と題する特別展を開催しました。

本展示は、江戸時代、紀伊徳川家の鷹場(紀州鷹場)に指定されていた市域の村々から、同家の江戸屋敷へ鰻を献上していた史実について、日光御成道大門宿本陣及び鳥見(鷹場の現地役人)を務めた会田家に残る古文書を中心に紹介したものです。

この鰻献上とはどのようなものであったのか、今号と次号の2回にわたり、残された史料から考察します。

## 1 旅鰻とは

「(上略) かかる<sup>やきかげん</sup>焼加減は江戸にも沢山はあらし、(中略) 江戸前と申<sup>もうす</sup>魚にや、色の青みある筋と申<sup>たくい</sup>類にやと問ふに、主<sup>あるじこたえ</sup> 対<sup>こ</sup>て魚は此川筋にて取<sup>とれそうろう</sup> 候、江戸前すじなど申<sup>たく</sup>類ひにあらず、江戸の方言に旅鰻と申は是<sup>これ</sup>ならん(下略)」

※読みがなは現代仮名遣い、さいたま市立浦和博物館挿入

これは、江戸小石川(現・東京都文京区)に住む僧で茶人の十方庵敬順が文化11年(1814)に著した、『十方庵遊歴雑記』という紀行文にある、日光道中越谷宿(現・埼玉県越谷市)で鰻の蒲焼を食べたときのやりとりです。

敬順が、「このような焼き加減の蒲焼は、江戸でも沢山は味わえない。鰻は江戸前だろう。」と尋ねると、店の主人は、「この鰻は地元の川筋でとれたもので、江戸前などというたいそうなものではありません。江戸の方々という旅鰻とは、このことでしょうか」と答えています。

当時、江戸前とは深川など江戸沿岸付近でとれる鰻をいい、評判が高いものでした。一方、それ以外の場所でとれ、江戸に出荷された鰻は、旅鰻と呼んで区別していました。したがって、さいたま市域でとれる鰻も、この旅鰻ということになります。

以下、旅鰻を献上する背景となった、歴史的事情について考察します。



## 2 支配のしくみ

江戸時代のさいたま市域の村々は、徳川家自身の領地、旗本の領地、岩槻城主の領地、氷川神社など在地有力寺社の領地となり、幕末までそれぞれの領主の支配を受けました。

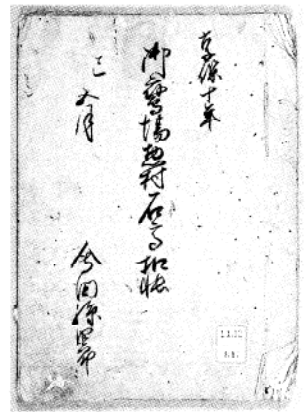
一方、寛永10年(1633)2月、3代将軍徳川家光は、尾張・紀伊・水戸の徳川御三家に、藩主などが鷹狩りを行う場所として、江戸近郊に鷹場を与えました。市域では、現在の南区及び桜区の一部地域が公儀鷹場(将軍家の鷹場)、岩槻区を除く大半の地域が紀伊徳川家の鷹場(以下、紀州鷹場)に指定され、その管理に関しては、幕府や紀伊徳川家の支配を受けました。

## 3 紀州鷹場とは

当地の紀州鷹場(紀伊徳川家では「大宮鷹場」と呼んだ)は、寛永10年の紀伊徳川家初代頼宣(家康10男)の拝領に始まります。その後、5代将軍

綱吉の「生類憐みの令」による、元禄6年(1693)からの中断を経て、8代将軍吉宗の享保2年(1717)に再開、大政奉還直前の慶應3年(1867)4月まで存続しました。

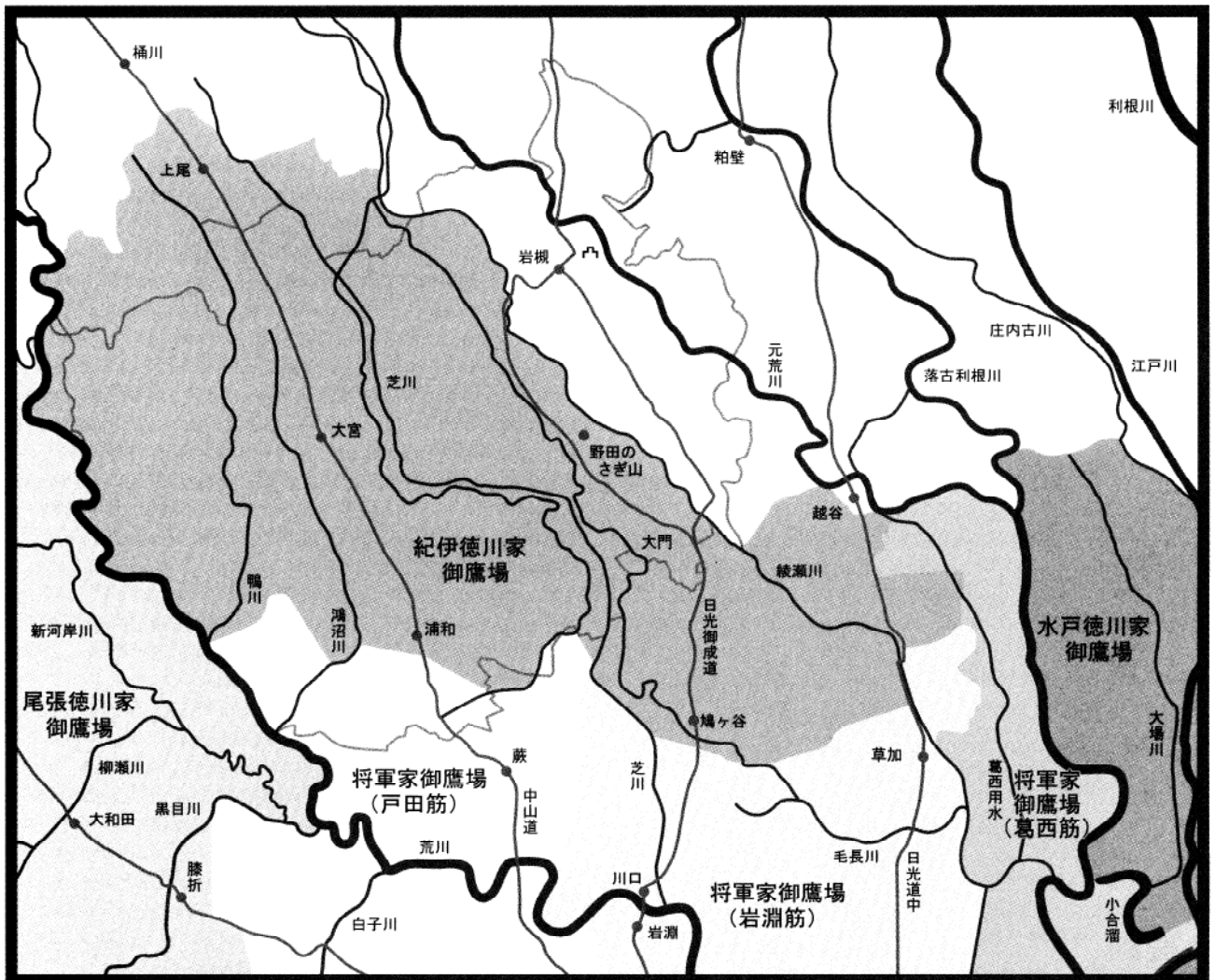
享保10年の「御鷹場惣村石高控帳」(市指定有形文化財の名称は「会田家文書」となっている



▲御鷹場惣村石高控帳(会田家文書812)

ため、以下、この表記で統一)には、現在のさいたま市域のほか、上尾市、川口市、草加市、越谷市の各一部を含む紀州鷹場とされた210町村が記載されています。

また、元文4年(1739)から寛延3年(1750)の間に成立したとされる「紀州御鷹場村絵図」(表紙参照)は、この控帳を視覚化したような絵図で、



▲さいたま市周辺の御鷹場配置図(享保2年(1717)以降)

さいたま市立浦和博物館作成



御鷹場村のほか、これに隣接する町村や境界杭などの位置、鳥見の名前が記載されています。鳥見は、「大宮御鳥見」と称する紀伊徳川家の役職で、紀州鷹場地域内の有力者数名が任命され、自宅をその役所として業務に当たりました。

#### 4 會田家と会田家文書

會田家は、江戸時代初期から武蔵国足立郡大門村（現・緑区大門、東大門、美園）の名主を務めた家です。寛永10年の紀州鷹場設置後には、紀伊徳川家から鳥見を、また元禄10年（1697）には幕府から日光御成道大門宿本陣及び問屋役（宿場役人の長）に任命され、いずれも世襲し幕末に至りました。

会田家文書は、同家に伝えられた江戸時代の古文書群です。大門村の内政に関わる村方文書をはじめ、宿場関係、鷹場関係など総点数7,700点余りで、さいたま市の有形文化財に指定されています。

このうち、鷹場関係文書は約3,500点（埼玉県立文書館収蔵資料検索システムでの抽出による）と半数近くにのぼり、今回調査・確認した鰻の献上関係文書は、その約1%に当たる35点となっています。

#### 5 鷹場内河川での漁

鷹場内の河川で漁を行うことは、生息する魚類を減少させ、ひいてはこれらを餌としている鳥類の居付きも悪化させ、鷹狩りに支障が生じます。このことから、紀伊徳川家に厳しく制限され、鳥見による許可制となっていました。

下の史料は、天保2年（1831）8月、三室村宮本郷（現・緑区宮本）の魚獵人の七蔵が、鳥見の神田弥七郎にあらかじめ申請していた河川での「魚獵」について、許可を得たことを示す「御印鑑札一枚」を受け取ったときの証文の写しです。

申請者の七蔵のほか、親類で組頭（名主を補佐する村役人）の万右衛門、名主の敬次が立ち会い受領したこと、三室村内の「見沼中悪水路」（芝川）の範囲に限り漁を許可されたこと、七蔵が「御耳に振れ候事」（違反行為）に及んだ場合、「加印」（署名押印）した者全員が、鳥見宅まで速やかに出頭することを確認しています。

このように、鷹場内の河川で漁を行えるのは、鑑札を持った一部の者に限定されていました。また、紀伊徳川家で定めた鷹場内での規則遵守を誓約し、村ごとに鳥見へ提出した「鷹場法度証文」の多くに、その年の8月から翌年2月の間、河川での漁を一切禁止する旨の条文が見られ、時期も事実上3月から7月の間に限られたものでした。

次号では、史料から見た鰻献上の実態について考察します。（学芸員 雨宮 正人）

史料（読み下し）

請け取り奉る一札の事

武州足立郡三室村の内字宮本郷百姓七蔵義、この度、魚獵御印鑑札一枚、親類組頭名主立会の上慥に受け取り奉り、然る上は御鷹場の内外御支配へは罷り出でず、

見沼中悪水路当村地内において魚獵御免の外事一切仕るまじく候、御耳に振れ候事も御座候はば、加印の者罷り出で急度申し上ぐべく候、

後日のため、御請書預け奉る、仍って件の如し

武州足立郡三室村の内  
一宮簀河社領宮本郷  
天保二卯年八月 魚獵人 七蔵

親類兼  
組頭 万右衛門

三室村  
名主 敬次

御鳥見

神田弥七郎様

※読みがなは、さいたま市立浦和博物館で挿入



## 会田家文書 鰻献上関係史料（網掛けは特別展「旅鰻献上」展示資料）

No.	文書番号	史料名	年月日
1	1900	口上（鰻献上二付）	9月26日
2	5473	紀州御鷹場御用（御用鰻）	辰9月18日
3	5625	御用急（鰻献上二付）	8月9日
4	5644	御用（鰻献上）	8月10日
5	5650	御用大急（鰻献上）	8月12日
6	5656	御用急（献上鰻）	寅8月15日
7	5668	書付御用急（献上鰻二付）	巳9月12日
8	5671	御用急（鰻献上）	寅8月10日
9	5673	御用（献上鰻）	卯8月29日
10	5677	御用（献上鰻二付）	丑8月4日
11	5678	献納鰻	8月8日
12	5688	鷹場御用（献上鰻）	8月19日
13	5718	差出鰻請取	閏8月28日
14	5721	御用状（献上鰻）	8月16日
15	5746	御鷹場御用急（鰻）	午10月27日
16	5809	請取（献上鰻）	8月21日
17	5817	覚（献上鰻籠）	卯6月12日
18	6174	覚（鰻送）	戌閏8月28日（文久2年・1862）
19	6632	覚（鰻送）	午9月14日
20	6669	鰻差送り之事	9月14日
21	6772	鰻覚	（記載無し）
22	6783	鰻覚	（記載無し）
23	6853	口上（鰻漁猟停止二付）	9月7日
24	6868	廻状（鰻買納）	9月12日
25	6880	覚（鰻差出立二付）	丑9月15日
26	6885	覚（鰻送り二付）	卯8月21日
27	6892	鰻献上二付口上	8月18日
28	6895	口上（献上鰻二付）	9月15日
29	6897	鰻献上二付口上	10月5日
30	7083	口上（鰻到着）	7月27日
31	7294	口上（鰻献上）	10月5日
32	7536	口上（鰻献上二付）	9月18日
33	7538	覚（鰻代）	9月12日
34	7555	口上（鰻献上）	戌9月10日
35	7697	口上（鰻献上）	8月25日

※史料名は「埼玉県立文書館収蔵資料検索システム」による

### 日誌抄（平成28年度上半期）

H28/4/29(金・祝)～5/5(木・祝)  
昔のあそび体験  
6/11(土) 親子探鳥会  
6/21(火) 三室小学校（3年生）地域学習  
6/29(水)～7/1(金) 三室中学校職場体験事業  
7/16(土)～8/28(日) 企画展「夏休み子ども博物館」

7/19(火)～31(日) 博物館学芸員実習  
7/21(木)～8/28(日) 文化財さがし  
7/23(土) 手作りおもちゃ  
7/24(日) 昔のおもちゃ(缶ぼっくり)作り  
7/30(土)・31(日) 見沼通船堀のしくみ実験  
8/20(土)・21(日) 見沼通船堀のしくみ実験、勾玉作り

さいたま市立浦和博物館館報 あかんさす No.112

編集・発行 さいたま市立浦和博物館  
〒336-0911 さいたま市緑区三室2458番地 TEL・FAX 048-874-3960  
発行日 平成29年3月  
ホームページ <http://www.city.saitama.jp/004/005/005/004/002/index.html>  
E-mail [urawa-museum@city.saitama.lg.jp](mailto:urawa-museum@city.saitama.lg.jp)



この館報は2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は26円です。

